

宅建朝から1問 宅建業法クーリング・オフ 宅建 R02(10月)-40-ア<<#905>>

【問】 正誤をつけよ。

宅地建物取引業者Aが、自ら売主として、宅地建物取引業者ではないBとの間で宅地の売買契約を締結した場合における、宅地建物取引業法第37条の2の規定に基づきいわゆるクーリング・オフに関する次の記述について、Bがクーリング・オフにより契約の解除を行うことができるか。Bが喫茶店で当該宅地の買受けの申込みをした場合において、Bが、Aからクーリング・オフについて書面で告げられた日の翌日から起算して8日目にクーリング・オフによる契約の解除の書面を発送し、10日目にAに到達したとき。

【答え】 できない

<<ポイント>> クーリング・オフ【宅建★入門】

- ① 買主が、クーリング・オフできる旨およびその方法を宅建業者から書面で告げられた日から起算して8日経過した場合、クーリング・オフができなくなる。
e.g. 日曜書面で告げられた 日～日クーリング・オフできる 月クーリング・オフできない
- ② クーリング・オフの効果は、クーリング・オフをする旨の書面を發した時に生じる。

【渋谷会】宅建講座をご利用ください

理解を深めたい ⇒ 「宅建基幹講座」インプット講座

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

基本から万全の準備 ⇒ 「宅建これだけで合格セット」上記2講座のセット

<https://shibuyakai.com/>